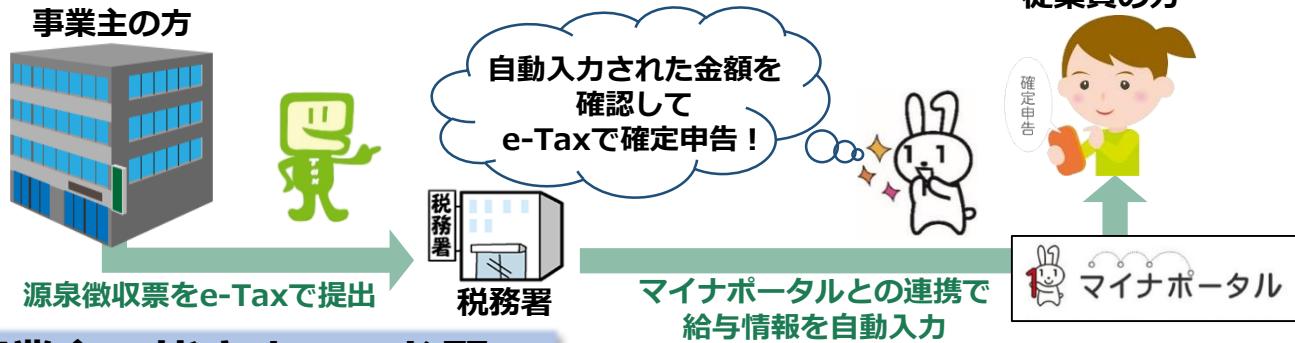


# 事業主の皆さんへ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、  
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、  
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、  
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。

※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。



## 事業主の皆さんへのお願い

### Point ①

事業主の皆さんからe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可」をご覧ください。

### Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

### Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。 ➔



## e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

# e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

※画面は令和6年5月下旬以降のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

## STEP① e-Taxソフト(WEB版)へログイン

- e-Taxホームページへアクセス (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- 右上部①「ログイン」を押下
- ②「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択し、ログイン

The screenshot shows the e-Tax software login page. At the top right, there is a 'ログイン' (Login) button. Below it, there are two buttons: '個人の方' (Individual User) and '法人の方' (Business User), both highlighted with pink boxes. To the right of these buttons, there is a link '初めての方はアカウント作成' (For first-time users, account creation) and a QR code.

※ e-Taxを初めて利用する方は、③からアカウントの作成等を行ってください。  
利用に当たって、詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください。

- ログイン後、④「申請・納付手続きを行う」から、給与所得の源泉徴収票の作成を行います。

The screenshot shows the 'Application and Payment Procedure' section of the e-Tax software. A large pink box highlights the '申請・納付手続きを行う' (Perform application and payment procedure) button. Above this button, the text '株式会社国税商事様 ログイン中' (Logged in as Kokuzei Shōji Co., Ltd.) is displayed. To the right, there is a blue arrow pointing right and a QR code.

## STEP② 給与所得の源泉徴収票の作成・提出

### 【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

### 【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。

The screenshot shows the 'Source Collection Receipt Creation' section of the e-Tax software. A pink box highlights the '源泉徴収票、各支払調査の作成' (Creation of source collection receipts and payment investigation) button. Below this, there are two buttons: '作成' (Create) and '読み込' (Import). To the right, there is a green bar with the text '法定調書は2ステップで入力します(1ステップ目)' (Legal statement is input in two steps (Step 1)).

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。  
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

## eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフト  
**PCdesk**（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出  
している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に  
作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)



国税庁 法人番号7000012050002